

刑法39条・医療観察法を考えるシンポジウム2019
刑法39条事件被害者の尊厳・権利とは

2019年6月16日

札幌市教育文化会館

基 調 報 告

精神障害者の自立支援を考える会

代表 木村 邦弘

住所：〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目
1番地90ダイアパレス植物園Ⅲ901号

電話 & FAX: 011-272-7188

E-mail: kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

息子は、どう生きて、なぜ殺されたのか・・・



平成25年秋、息子弘宣は充実した青春を謳歌していた。

入所者に刺され職員死亡

2/28 朝刊 札幌の精神障害者施設

27日午後3時40分ごろ、札幌市白石区菊水元町10条1丁目目の精神障害者生活支援施設「援護寮」から「職員が刺された」と110番通報があった。白石署員がかはつけたところ、寮の1室で職員が首を切られて倒れており、病院で死亡が確認された。同署は、この部屋に住む無職の男(35)を殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。

同署によると、死亡したのは同市中央区北14条西15丁目、団体職員木村弘宣さん(35)。複数回、首を切りつけられていた。男は自ら施設事務室に電話し、木村さんを切りつけたことを伝えてきたという。同署の調べに、木村さんを殺して自分も死のうと思ったという悪言の話をしている。この施設は、精神科などに入院していた患者が退院後、独立した生活をするための支援をしている。入寮者は個室に分かれて暮らし、日常生活の支援を受けているという。

- | | | | |
|----------|-------------|---------|--------------|
| 平成 13年4月 | 小樽商科大情報学科卒業 | 平成18年9月 | 高齢者福祉生協入職 |
| 平成 13年4月 | 神奈川県IT企業就職 | 平成22年4月 | 介護福祉士取得 |
| 平成 15年4月 | 精神保健福祉士取得 | 平成24年4月 | トロイカ病院入職 |
| | 札幌へ帰郷し父母と同居 | | 訪問看護、「援護寮」勤務 |

遺された「被害者」の思いは永遠に続く・・・

未来の夢

父 (69才)
息子はどう生きて
なぜ殺されたのか？

母 (66才)
若年性認知症(15年)
介護の担い手を失う
(平成29年7月逝去)

弘 宣
(当時35才)

今も、ここに
いるよ！

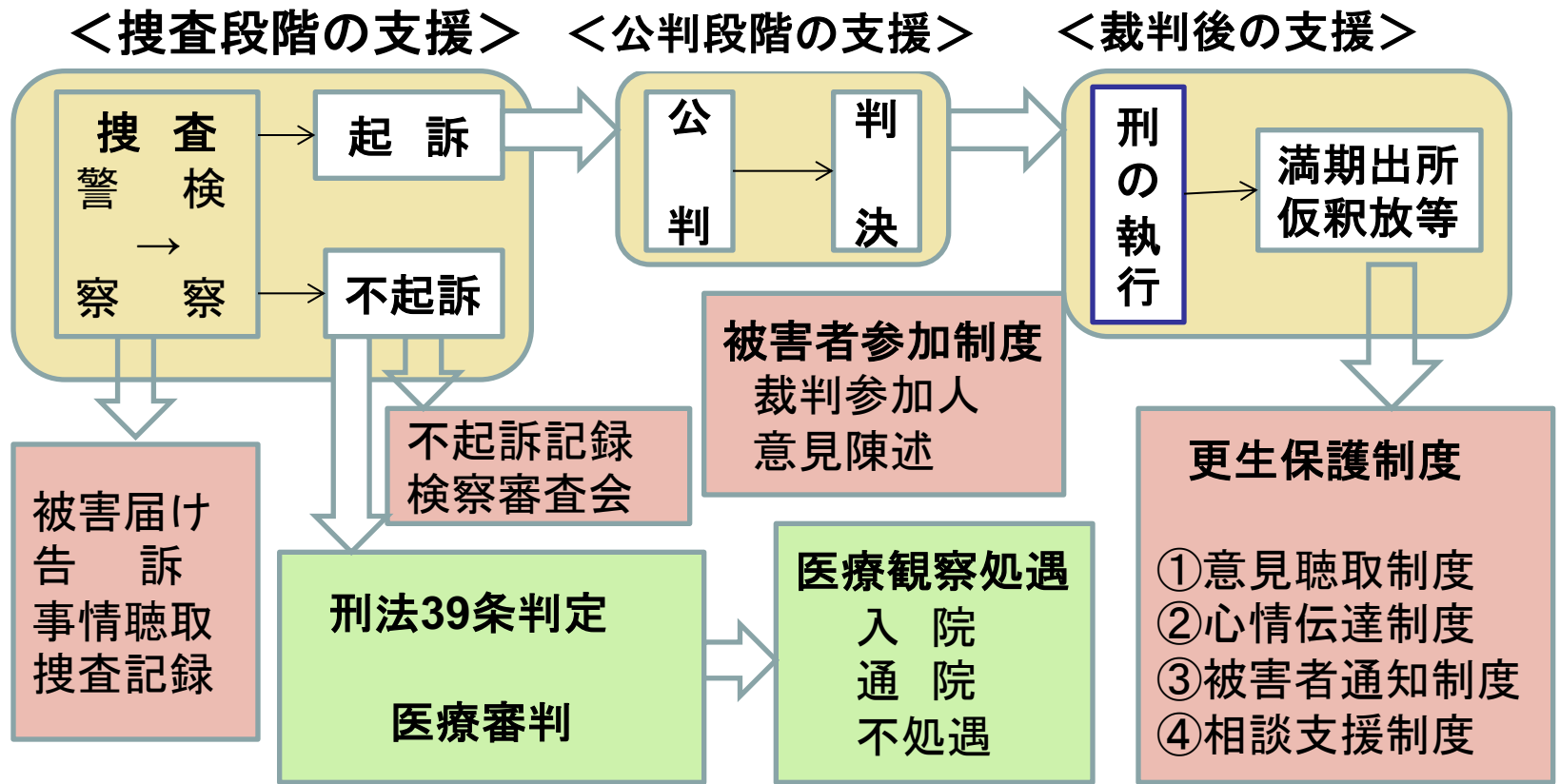
姉 (38才)
お父さんを見守っ
て！

友達、フットサル仲間
社長！楽しい思い出
ありがとう！

甥(小学生)
叔父ちゃん
どうして
死んじゃった？

職場の仲間
笑顔と優しさ
忘れないよ！

司法手続き及び被害者支援の流れ



加害者が刑法39条で「不起訴処分」になると

1. 「刑事事件」として終結 → 裁判は開かれず「事件」は「事故」扱いとなる
2. 「加害者」は消える → 「加害者」は医療観察法の治療「対象者」となる
3. 「被害者」も消える → 「犯罪被害者等基本法」の権利が行使できない

刑事事件被害者との権利・支援の格差

被害者の権利・支援制度	被害者の権利・支援の内容	刑事	不起訴
被害者参加制度	公判に参加して意見を述べる	○	×
心情等の意見陳述制度	被害や事件についての心情を述べる	○	×
損害賠償命令制度	民事訴訟による損害賠償請求支援	○	×
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録の閲覧・コピー	○	×
被害者等通知制度	事件の処分結果、処遇情報の提供	○	△
犯罪被害給付制度	故意の犯罪による被害への給付金	△	△

置き去りにされた39条被害者の尊厳・権利

39条被害者は二度死ぬ

一度目の死～加害者の行為により生命を奪われ、個人の尊厳・人権が根こそぎ侵害される

二度目の死～「不起訴処分」により「犯罪被害者等基本法」に定められた被害者の尊厳・権利の行使が事実上奪われる

「知る権利」は憲法に保障された基本的人権

- 「犯罪被害者等基本法」の「三つの基本理念」
 - ①被害者の尊厳の尊重～被害者の尊厳回復は憲法に保障された権利
 - ②被害者の権利回復は加害者の処遇に拘わらず適切に配慮される
 - ③被害者は再び平穏な生活を送るまで途切れることなく支援を受ける
- 刑事司法手続、医療観察法処遇における被害者の「知る権利」を刑法39条被害者に対しても一般刑事事件被害者と同等に保障し、「普通の被害者」としての尊厳・人権を回復すべきである

法務省の「通達」によって被害者の「知る権利」が前進

法務省保護局長の「通達」（2018年6月25日）

事実上非開示となっていた、被害者に対する対象者（加害者）の処遇状況について、被害者から申出があった場合情報提供することとした。

- (1) 「申出」できるのは被害者の家族・親族（親兄弟）及び委任弁護士。
- (2) 提供する情報は処遇段階（入院・通院等）、処遇保護観察所名等。
- (3) 但し提供された情報について第三者へ漏洩することは禁止の誓約。

残された被害者の「知る権利」

「通達」によって解決できない「知る権利」について、他の刑事事件の被害者と同様に、「犯罪被害者等基本法」に基づいて引き続き要望していく。

- (1) 対象者の処遇を決める「医療審判」への被害者の参加。
- (2) 対象者の処遇中の病状・ケア内容について、「更生保護制度」を準用して被害者へ情報提供する。

医療観察法における被害者支援の到達点

項目	医療観察法の規定	現状の対応(2018年)	評価
1. 不起訴記録の開示	裁判所の許可を受けた場合を除き閲覧・謄写禁止	刑事訴訟法の運用変更(H20年)により検察申請で閲覧・謄写可	△
2. 医療審判参加・陳述	原則非公開で、被害者が希望すれば傍聴できる	希望による傍聴のみで、参加による意見陳述・心情伝達は不可	×
3. 対象者の処遇通知	被害者が希望すれば審判の決定を通知する通知する	保護局「通達」(H30年)により対象者の処遇情報を提供する	○
4. 対象者の処遇内容	病状改善・社会復帰に資する場合は被害者へ配慮	対象者の病状・ケア状況等処遇内容については非開示	×

その他の被害者支援

(1) 国による「被害者賠償制度」の創設

～刑法39条被害者は事実上民事訴訟による損害賠償が困難であり、国の責任で被害者の阻害賠償・生活回復を保障する制度の創設を。

(2) 「犯罪等給付金」について他の公的給付金等との併給を認める

～通り魔事件等第三者による犯罪被害者に対する「犯罪等給付金」は、労災等他の給付金を減額調整されるため実質的に不支給とされるが、給付事由が異なるので併給を認めてほしい。

刑法39条被害者支援に新しい視点を

1. 「対象者」を二重の「社会的被害者」として理解する

(1) 「社会的被害者」としての側面

「精神障がい者」としての生きづらさ(リスク)を抱える
「社会的被害者」である。

(2) 医療観察法の「対象者」としての側面

不起訴となっても、「医療観察法」の「対象者」として長期
の処遇(治療・司法管理)を余儀なくされる。

2. あらゆる事件・事故・災害等の被害者・被災者の 尊厳・権利を共有する

(1) 刑法39条被害者の「知る権利」の全面的保障

(2) 一般の刑事事件、少年事件、交通事故被害者等の救済

(3) 認知症・発達障害等の精神障害、難病・がん等の患者救済

(4) 震災等の被災者、高齢・貧困等の社会的弱者の支援・救済

だれもが安心して暮らせる共生社会へ ～加害者と被害者の相互理解が解決の道

◎被害者支援と加害者支援は「対立」から「相互理解」へ

- * 精神障害者による不起訴事件の被害者の法的権利回復が、加害者の権利を侵害するとの懸念は誤解で、対等平等の関係の下での「相互理解」が加害者の真の更生と、事件の解決・再発防止への道です。
- * 同時に被害者感情から加害者への厳罰を求める行動や精神障害者の自立支援に対する管理強化は誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現に逆行するものです。

◎被害者の法的権利回復へ一層のご支援・ご協力に！

- * 刑法39条、医療観察法における被害者の法的権利の前進について医療・福祉・司法の専門職の皆様のご支援・ご協力に感謝します。
- * 今後は更に幅広い市民・国民の賛同を基に、遺された被害者支援の課題の解決をめざしますので一層のご支援・ご協力をお願いします。



ご静聴ありがとうございました！

